

(一社) 全国労働保険事務組合連合会愛知支部

〒460-0008 名古屋市中区栄1-13-2 愛織第2ビル3階 302号室 **住所が変わりました**

TEL <052> 203-0075 FAX <052> 203-0034 **TEL・FAX も変わりました**

<http://www.aihoren.server-shared.com/> E-mail: aichi.23@abeam.ocn.ne.jp

「令和元年度 中部ブロック会議」が開催されました



全国労保連主催、厚生労働省後援による「令和元年度 中部ブロック会議」が9月19日、名鉄グランドホテル（名古屋市中村区）で開催され、全国労保連の本部・中部八支部の役職員、会員事務組合、厚生労働省の幹部職員等、60余名の方々が出席し、盛大に開催されました。この会議は、厚生労働省が令和元年度の労働保険適正加入促進業務について未手続事業場の解消に向けた集中的な広報活動を行うのに合わせ、労保連が行

っている労働保険適正加入促進活動の一環として、厚生労働省の後援のもと開催しているものです。

愛知支部会長の竹内一房の挨拶より始まり、全国労保連堀谷会長そして厚生労働省から労働保険徴収課長河野純伴氏及び地元愛知労働局長の木原亜紀生局長のご挨拶と続きました。

中部八支部の活動報告が逐次行われた後、本部及び本省の意見発表等続きました。

今回は当愛知支部の開催担当により事例発表として愛知総合労務センターの小川祐史加入推進員の活動について発表され、その丁寧な加入促進の事例に対して惜しめない賛辞がありました。この事例については全保連の編纂する事例にも掲載予定です。

八支部の取り組む日々の適正加入の状況は各支部で印刷物により細かく精査されたものでした。

終了後は懇親会として意見交換の場が設けられ、八支部の会長及び事務局長や役員の参加のもと活発な情報交換の場となりました。次回開催地は長野支部になります。

(写真は左から司会を担当した愛知支部会長竹内一房氏、中央は全保連堀谷会長です)



新年のごあいさつ

(一社) 全国労働保険事務組合連合会・副会長

愛知支部会長 竹内 一 房

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、業務多忙のなか新年をお迎えされたことと心からお祝い申し上げます。

旧年中は、愛知労保連の事業運営につきまして、会員の皆様のご理解、ご協力と関係機関の方々の一方ならぬご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年9月19日には中部ブロック会議を愛知支部の主管する開催となり、本省から河野純伴労働保険徴収課長、労働保険事務組合担当官の森本英晶様、地元愛知から愛知労働局長の木原亜紀生様初8名のご参加を頂きました。各支部からは総勢25名の参加、そして愛知支部から理事9名のご参加を頂きました。盛大に開催出来たと思っております。これもひとえに愛知労働局及び全保連の堀谷会長はじめとする役職員の協力があるからこそと思っております。

戦後最長を更新した安倍政権の安定が景気にどのように効果をもたらすのか、見守られるところです。

中小企業を取りまく環境は厳しいものと言わざるを得ません。好景気といわれる中で人手不足は相変わらずとマスコミは伝えています。

本年も愛知労保連の主力事業である労働保険適正加入促進事業の一掃の進捗が図られています。

愛知労保連としましては、中小零細企業の労働者の福祉の向上や雇用の安定に寄与するため、第一のセーフティネットとしての労働保険制度の機能が最大限に活かされるよう、これからも会員の皆様との連携を密にして本事業に取り組んでまいりたいと考えています。

今後も、会員皆様のお役に立つ労保連として諸事業を実施してまいりますので、引き続きまして、ご支援、ご協力のほど、お願い申し上げます。

結びに、会員の皆様のご健勝と、この一年が飛躍の年となりますようお祈り申し上げ、私の年頭のごあいさつとさせていただきます。

新春のご挨拶



愛知労働局長 木原亜紀生

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

年の初めに当たり、改めて愛知労働局の行政運営に対する皆様の日頃からの御理解と御協力に御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

さて、本県では、輸送用機械器具製造業を始めとする製造業が県内経済を牽引しているとともに、リニア中央新幹線の2027(令和9)年の開業に向けた工事が進み、名古屋駅周辺では高層ビルやマンションが相次いで建設され、また栄地区においても再開発工事が着手されるなど、地域経済の活性化がますます期待されています。

労働法制につきましては、本年4月から中小企業に時間外労働の上限規制が適用されることになり、その他にも雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を定めたパートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法、パワーハラスメント防止措置義務を定めた改正労働施策総合推進法、改正女性活躍推進法の施行も控えています。今後も、働く方々の就業機会の拡大、意欲・能力を存分に発揮できる環境づくりの支援を推進することに努めるとともに、引き続き、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の年5日以上の実取得など、既に施行されたものはもちろん、本年4月に施行されるもの、その後に施行されるものについても、その内容について必要な情報をわかりやすく提示し、周知・啓発、相談支援を行ってまいります。

企業の人材確保支援につきましては、人手不足企業における生産性向上に向けた支援を引き続き実施してまいります。また、ITリテラシーを習得するための人材育成の強化につきましては、在職者向けにRPAの理解を促すセミナーや、離職者向けにRPA技術者を育成するための訓練を本年においても実施いたします。また、昨年に引き続き愛知県で開催されます「技能五輪全国大会」、「全国障害者技能競技大会(アビリンピック)」などにおいて、職業能力の開発・向上の促進及び技能の振興やその気運の醸成に努めてまいります。

求職者支援につきましては、女性、高齢者の方々への就職支援や、就職氷河期の方々への支援についても力点を置いてまいります。求人者支援につきましては、公共職業安定所の職員が企業を訪問させていただく中で、御要望をお聞きしてこれに対応してまいります。なお、本年、公共職業安定所のシステムの大幅な刷新を行うこととしており、窓口における流れも変わってまいりますので、御理解・御協力をお願いいたします。

障害者雇用対策につきましては、法改正を受け、平成30年4月に民間企業における法定雇用率が2.2%に改定され、さらに令和3年3月までには2.3%への引上げが予定されております。これまでの皆様のお取組により、昨年6月1日現在の愛知県における雇用率は初めて2%台となりましたが、行政といたしましても引き続き障害のある方々の雇用の場の確保に努めてまいります。

労働災害防止対策につきましては、第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向け、働く

方々がその能力を十分発揮して活躍していただけるよう、労働災害のない安全で安心して働くことのできる職場環境の実現に向けて取り組んでまいります。あわせて、治療と仕事の両立支援の促進にも取り組んでまいります。

労働保険制度につきましては、働く方々、離職された方々のセーフティネットであり、労働保険への加入と労働保険料の確実な納付に積極的に取り組んでまいります。

新しい年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしますとともに、今後とも変わらず皆様の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げ、年頭の御挨拶といたします。

愛知県の最低賃金が改正されました

愛知県最低賃金	発効年月日
時間額 9 2 6 円	令和元年 1 0 月 1 日

業務改善助成金

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）や人材育成に係る研修などを行い、事業場内最低賃金を 30 円以上引き上げた場合の設備投資などのかかった費用の一部を助成します。

愛知働き方改革推進支援センター 0 1 2 0 - 5 5 2 - 7 5 4

愛知労働局雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）

0 5 2 - 8 5 7 - 0 3 1 3

支部事務局が移転になりました

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は愛知労保連事業運営にご理解とご協力を賜り深謝申し上げます。

さて、この度事務所を下記のとおり移転することとなりましたのでお知らせします。

令和2年1月吉日

(一社) 全国労働保険事務組合連合会愛知支部

支部会長 竹内一房

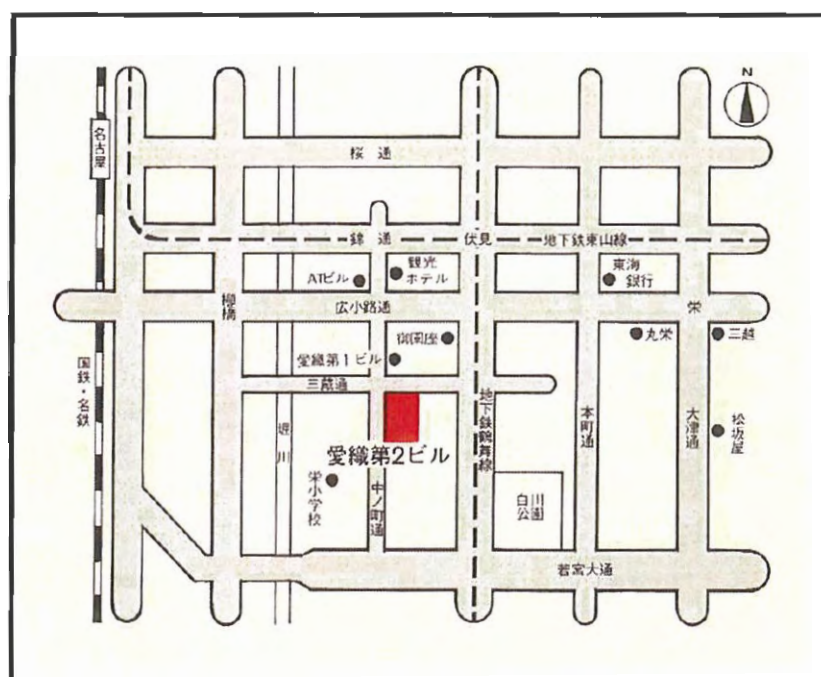
[新事務所] 〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目13番2号

愛織第2ビル 3階 302号室

[電話番号] 052-203-0075

[FAX] 052-203-0034

[引越日時] 12月19日(木)



消費税率別の申請及び特別加入の手続きに係る申請について他

(一社) 全国労働保険事務組合連合会では厚生労働省からの受託業務として労働保険加入促進業務を実施しております。今回は特に令和元年 10 月から消費税率が 10%に変更されたため、消費税率別の申請及び年度末をまたぐ特別加入手続きの活動費申請についてご説明いたします。

○消費税率別の申請について

調査説明費、成功報酬費ともにその活動日によって消費税率が変わります。

①調査説明費 加入勧奨を行った日で判断、2019 年 4 月 1 日～9 月 30 日訪問分は 8%、10 月 1 日～2020 年 3 月 31 日訪問分は 10%で申請する。

②成功報酬費 監督署または職業安定所での受理印の日付で判断、2019 年 4 月 1 日～9 月 30 日までは 8%、10 月 1 日～2020 年 3 月 31 日の受理印分は 10%で申請する。(特別加入も同じ)

税率が 2 種類発生する場合は、**申請書を税率で分けて 2 枚作成・提出して下さい。**

○特別加入の手続きに関する活動費申請について

労災保険と同時に特別加入制度の手続きを行うと、1 事業場につき 1000 円(税別)の活動費申請をすることが出来ます。ただし、労災保険の新規成立から 1 ヶ月以内(それぞれの受理印の日付で判断)に限ります。また、手続きが 1 か月以内であっても年度をまたぐことは出来ませんのでご注意ください。

例 1) 3 月末に労災保険成立、4 月に入ってから特別加入の手続き→3 月申請分として成功報酬費のみ申請対象、特別加入分は年度が違うので申請不可

例 2) 3 月中に特別加入の書類提出(3 月の受理印) 4 月に入ってから労災保険の手続き(4 月の受理印)→令和 2 年度の成功報酬費のみ申請対象、特別加入分は申請不可
調査説明費、成功報酬費、特別加入の手続きに係る申請、いずれも年度をまたぐ日付の申請は同時にすることはできません。3 月までの活動分は必ず年度内に提出して下さい。

令和元年度の申請締め切りは本誌「年度末に向けたスケジュール」をご覧ください。

年度末第 1 次締切を 3/30、申請書現物最終締切を 4/1 としています。

～事務所移転に伴うお願い～

新事務所移転に当たり、郵送物はお早目にご提出くださいますようお願い致します。(特に旧住所で発送されますと転送されることになり、到着が遅れます) 各種提出物の締切には十分余裕を持っていただくか、事務所へ直接お持ちください。

〒460-0008 名古屋市中区栄 1 丁目 13-2 愛織第 2 ビル 3 階 302 号室

TEL : 052-203-0075 FAX : 052-203-0034

地下鉄伏見駅 6 番出口から徒歩 5 分

年度末に向けたスケジュール

愛知労保連事業に関する年度末に向けたスケジュールを一覧にしました。提出書類は
必ず切厳守をお願いします。

	労働保険加入促進業務	総合コンピュータシステム※1
1月6日(月)		・「納入通知書」「口座振替のお知らせ」 「保険料等領収書」各事務組合へ発送
1月31日(金)		・労働保険料第3期分口座振替日 〔委託事業主からの口座引落〕 ＜組合口座へ振込→2月10日＞
2月5日(水)	・加入促進活動費 1月申請分締切	
2月6日(木)		・口座振替不能事業場の連絡 ＜連合会より希望組合のみ連絡＞ ・「口座振替結果明細表」「保険料等領収書」 各事務組合へ発送
2月13日(木)		<u>午前</u> ・「委託事業場マスター登録(変更)連絡票」 提出締切日
2月14日(金)		・第3期労働保険料納付期日(口座振替 利用組合以外の事務組合) ・口座振替納付利用事務組合振替納付日
2月21日(金)		・「チェックリスト」(委託事業主名簿) 各事務組合へ発送
2月28日(金)	・労働保険事業場票(労働局提 供分)最終報告日	
3月5日(木)	・加入促進活動費 2月申請分締切	
3月18日(水)		<u>午前</u> ・「委託事業場マスター登録(変更)連絡票」 提出締切日〔チェックリスト内容点検に 伴う修正等〕
3月30日(月)	・R1年度3月分加入促進申請 1次締切 提出が間に合わない、または31 日に訪問・成立手続予定のある 場合は、電話連絡の上、様式第5 号支給申請書をFAXにて提出、 申請用紙は4/1午前中必着	・「賃金等報告(平成31年度分)」「一括 有期総括表」「賃金データ連絡票」 各事務組合へ発送
4月1日(水)	・R1年度活動費最終締切 申請用紙 <u>現物</u> 午前中必着	

※1 詳細は、平成31年度総合コンピュータシステムカレンダーをご覧ください。

※加入促進活動費の消費税率が2種類ある場合は様式第5号の申請書を税率別に2枚
に分けて提出してください。

全国労保連 労働災害保険

手続き
簡単

労働災害への備えはできてますか。

従業員の、労災事故についての政府労災保険の上乗せ補償制度です。

保険料の
割引制度も
あります。

 一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会